

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年9月30日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第5号

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中

	円
320	
370	
400	
430	
460	
170	
190	
210	
220	
240	

を

	円
330	
370	
400	
440	
470	
170	
190	
210	
230	
240	

に改める。

	円
13,740	
15,470	
16,770	

を

	円
14,180	
15,940	
17,270	

18,060
19,360
39,160
44,090
47,800
51,480
55,180
74,200
83,540
90,560
97,530
104,550
10,800
12,030
12,960
13,890
14,810
30,790
34,290
36,940
39,590

18,580
19,910
40,420
45,430
49,220
52,960
56,750
76,580
86,080
93,260
100,340
107,520
11,160
(9,980)
12,420
(11,250)
13,360
14,310
15,250
31,810
(28,450)
35,400
(32,070)
38,080
40,790

第5条第2項の表中

42,210
58,330
64,970
69,990
75,010
79,980
8,390
9,380
10,120
10,860
11,600
23,920
26,740
28,850
30,960
33,070
45,310
50,660

を

43,470
60,260 (53,890)
67,070 (60,750)
72,140
77,270
82,350
8,690 (7,750)
9,700 (8,760)
10,450
11,210
11,960
24,770 (22,090)
27,650 (24,970)
29,790
31,950
34,090
46,930 (41,850)
52,380 (47,310)

に改める。

54,650
58,650
62,640
5,130
5,750
6,210
6,680
7,140
14,630
16,400
17,710
19,050
20,360
27,710
31,050
33,540
36,080
38,560

56,430
60,540
64,590
5,450
(4,860)
6,080
(5,490)
6,550
7,030
7,500
15,530
(13,850)
17,330
(15,650)
18,670
20,040
21,380
29,440
(26,250)
32,840
(29,650)
35,380
37,970
40,510

」

」

同表に備考として次のように加える。

備考 ()内の運賃額は、高速鉄道山科駅から三条京阪駅までの駅間に係る場合に適用する。

第6条第2項第1号中「18,440円」を「19,030円」に改め、同項第2号中「52,560円」を「54,240円」に改め、同項第3号中「99,580円」を「102,760円」に改める。

第1号様式第2項第1号アを次のように改める。

ア 乗合自動車に乗車する際に所持するもの

(表 面)



備考 この様式の裏面に注意事項を記載する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程(以下「改正後の規程」という。)の規定にかかわらず、平成31年3月16日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)前までに発売した連絡普通券を所持する旅客は、施行日から令和2年9月30日までの間に、当該連絡普通券を施行日以降の運賃との差額を追加することで使用することができる。

3 前項に定める連絡普通券を所持する旅客は、施行日から令和2年9月30日までの間に、別に定める場所において、施行日以降の運賃との差額を追加することで、施行日から発売する乗合自動車から高速鉄道への連絡普通券に交換することができる。

3 改正後の規程の規定にかかわらず、施行日前に発売した連絡定期券又は全線定期券を所持する旅客は、当該乗車券をその通用期間中に限りそのまま使用することができる。

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(交通局営業推進室)